

## 第9期豊橋市高齢者福祉計画（案）についての意見募集結果

### 1. パブリックコメントの概要

- (1) 意見募集期間 : 令和5年12月11日（月）～令和6年1月19日（金）
- (2) 意見提出人数 : 1人
- (3) 意見数 : 5件

### 2. 意見の概要と本市の考え方

頂いた意見の概要及び意見に対する本市の考え方は次のとおりです。

番号	意見概要	回答
1	<p>雑誌のケアマネジャ 2022 年 9 月号に、財務省の審議会（財政制度分科会）が、福祉用具貸与のみのケアプランについて、報酬の引き下げなどを提言と書かれています。今回は見送りになりそうと書いてありましたが、第 9 期豊橋市高齢者福祉計画（案）に、シルバーカー等購入費補助が新事業として追加されました。シルバーカー等購入のみのケアプランの報酬はないので、提言を受けての削減ですか？意図していなかったとしても、貸与のみではなく、購入のみにより、ケアプランの報酬の削減になります。（第 9 期豊橋市高齢者福祉計画（案）に追加されれば、地域包括支援センターも関わってきます。）支援 1、支援 2 の認定者が貸与のみではなく、購入のみを選択した場合、ケアプランの報酬の削減が、地域包括支援センターの活動にどう影響するかの分析結果を教えてください。</p>	<p>ご指摘の提言については、現時点で国から通知等が来ていないため、提言を受けて何かを判断したという経緯はありません。また、シルバーカー等購入費補助事業はケアプラン報酬の削減を目的とした事業ではないため、影響の分析は行っていません。</p>
2	<p>東三河広域連合第 9 期介護保険事業計画と整合性をもたせて作られた第 9 期豊橋市高齢者福祉計画に、シルバーカー等購入費補助が新事業として加わったことに違和感を覚えます。介護保険の厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 93 号）第 9 項歩行器の条件に該当せず、シルバーカーは補助の対象外になっています。同じ支援 1 と支援 2 の介護保険認定者に対する補助なのに、違和感があるのは安全性に関係あるのでしょうか？安全性といえば、福祉用具における保険給付のあり方に関する検討会（平成 23 年 5 月 19 日）で、歩行補助つえ等の「貸与から販売の移行」または「貸与と購入の選択制」が検討されましたが、保守点検、製品の安全性等の問題点が指摘され、購入を導入するには、専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントが担保される仕組みの確立と併せて実施することが必要として、見送られました。第 9 期豊橋市高齢者福祉計画に、シルバーカー等購入費補助が新事業として加わったということは、地域包括支援センターのマネジメントが担保されたのですか？それとも、シルバーカー等購入費補助には東三河広域連合第 9 期介護保険事業計画との整合性がないのですか？私が覚えた違和感は介護保険とシルバーカー等購入費補助の支援 1、支援 2 の介護保険認定者に対する安全の考え方と対策だと思います。</p>	<p>参考意見として受け止めさせていただきます。なお、介護保険事業において福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入が予定されているところですので、国の動向を注視してまいります。</p>

番号	意見概要	回答
3	<p>シルバーカー等購入費補助金の担当者様、介護保険の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の福祉用具貸与の章（準用の条文も忘れずに）を読んで、シルバーカー等購入補助対象の要支援1と要支援2の介護保険認定者の安全について考えて下さい。介護保険並みとは言いませんが、安全対策をお願いします。補助対象者が介護保険指定事業者として登録されていても、シルバーカー等購入補助金事業は介護保険の指導や監査の対象外です。（福祉政策課に確認済み）くれぐれも安全対策をお願いします。</p>	<p>参考意見として受け止めさせていただきます。</p>
4	<p>シルバーカー等購入補助金についてです。要支援1と2のケアプラン作成は地域包括支援センターの担当です。地域包括支援センターへの委託料は介護保険料や税金から支払われます。収入＝支出で決裁されると長寿介護課から説明を受けました。例えば、収入－シルバーカー等購入費補助によるケアプラン料削減分＞支出になる場合は、収入－シルバーカー等購入費補助によるケアプラン料削減分＋委託料の増額分＝支出になるよう調整されますが、この委託料の増額分に含まれるのは、豊橋市の介護保険料ですか？東三河市町村の介護保険料ですか？教えてください。また、地域包括支援センターが、活動費や経費の節減で、収入－支出に調整する場合は、豊橋市にとって良いことですか？悪いことですか？教えてください。</p>	<p>ケアプラン作成は委託業務に含まれておりませんので、ご指摘のような状況が生じることはありません。</p>
5	<p>バス券がもらえらと思って70才になるのを楽しみにしていたのに非課税世帯だけ！何故？前はもらえたのに！シルバーカー等購入補助金の要綱には介護保険福祉用具貸与との2重サービスを禁止する条文はありません。2重サービスする分の補助金をバス券補助に回して下さい。</p>	<p>参考意見として受け止めさせていただきます。</p>